



大分県立総合資料館蔵書 大分県立総合資料館蔵書

大分県自治法第111条の規程により、会議事件説明のため出席

し、出席者は次の通りである。

村長	仲村春勝	財政課長	当山金吾
助役	美屋真徳	経済課長	澤田安一
収入役	仲村春松	建設課長	東江良徳

本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川広義 書記 照屋 敦

会議事件は次の通りである。

決議案第一号	対日平和条約発効後の米軍使用に関する土地等の損害補償並びに米軍人軍属に関する生命の喪失、身体の傷害に対する補償に関する請願決議について。
決議案第二号	対日平和条約発効後の損害補償問題解決に努力を要する請願に関する決議について。
決議案第三号	官野津村委員会條例の一部を改正する條例について。
決議案第四号	大分県及び官野津村歳入歳出追加更正の算案について。
決議案第五号	官野津村職員定数條例の一部を改正する條例について。
決議案第六号	官野津村退職金支給條例の一部を改正する條例について。
決議案第七号	官野津村住民登録施行條例について。
決議案第八号	官野津村育英会條例について。
決議案第九号	官野津村育英会貸与條例について。
陳情第一号	都市計画事業の村移管陳情について。
陳情第二号	排水施設の施行方陳情について。
陳情第三号	補助金交付方陳情について。

九 議事日程の通りである。

日程第一	議案第一号
日程第二	議案第二号
日程第三	議案第七号
日程第四	議案第八号
日程第五	議案第九号
日程第六	議案第十号
日程第七	議案第十一号
日程第八	議案第十二号
日程第九	議案第十三号
日程第十	陳情第一号
日程第十一	陳情第二号
日程第十二	陳情第三号

一〇 會議の顛末

議長	出席九名であり、また市町村自治法第五十條の規程により、議会は成立致すので、唯今期第一回定例市町村議会は例年と同様に致す(午後一時四十分)
〃	日程について、お諮り致します。日程日別紙プリントの通りであります。一般質問と日程に組んではあるものの話しが別れたが、普通の定例会の場合には、一般質問をまず行なうのがふさわしい。大月定例会は一年を通じの予算議会であるので、
〃	日程第十一、陳情第一号 平和懸架建立アトリエ建設補助申請に関する陳情については、一応日程に組んでありますが、取下げが来ておりますので、取下げ願います。

九 番	一般質問を申し込んだ者として、疑問を持つものであります。
日	ガラスばかりの中の運動を持つ議会であれば、争点が争点でない
日	との云々はどうかと思う。
日	執行をそのことについてはどうなっているか、分らない。又
日	審議を米がどうなっているか、南側いことが沢山ある。
日	議員必携の五九頁、会議規則三三條にもあるので、二
日	つう云々はどうかと思う。
議長	暫休轉致します(午前七時五分)
"	再開致します(午前七時五分)
"	では通告制をやかにして、審議を今日六時までに提出
日	することをします。
"	会議録署名議員の決定方法についてお諮り致します。
"	会議録署名議員は議長指名を良いとせう。
全 員	異議なしと呼ぶ
議長	御異議がなければありますので、会議録署名議員の決
	定は議長指名と致します。
	九番 米須清祐 十一番 中里幸助
	再議員を会議録署名議員と決定致します。
"	会期についてお諮り致します。
一七 番	議案が多いし、一般質問もあるから、本会期を十日間にし
	たい。
八 番	その議案からして、その時間では分らないと思う。一般質問
	がどの程度時間を要するかわからないが、本会期を五日
	間に良いと思う。

八番	八番議員に替成
八番	議案の不案仲あるが、その時間を要すると思ふので、八番議員の五日間に替成であります。
議長	唯、八番、十番議員に八番議員に替成の意見があるが、五日間に御異議ありませぬ。異議ありませぬが、五日間に御異議がふいようでありますので、本会期を四月五日(五日間)と決議致します。
議長	暫休致します(午前一時四十分)
"	再開致します(午前一時五十分)
"	日程に入ります。
	日程第一、決議案第一号、対日平和条約締結等の米軍使用に於て土地等の損害補償並に米軍人軍属に於ける生命の喪失、身体の傷害に對する補償に關する請願決議についてを提案致します。
"	提案者が議長に於ておられますので、副議長と交代致します。
副議長	本日議長に於ておられますので、議事を進めらるゝことに致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明をお願い致します。
八番	損失補償に於ては、期成会があり、補償獲得に於ては日本政府に折衝してあります。見舞金として付出来る。最近、ふん、代表者を米國政府に派遣しようとした時、琉球政府を代表して、米國に派遣するに於ては、待つて呉れと、エムゲンガ致を通じて米國政府に折衝をさせておる

〇 審	が、現地の代表として知念朝功氏をしい、検討をしておる。
〇 審	その解として、日本政府がやるべきか、米國政府がやるべきか。
〇 審	諮問委員会には、この問題を各市町村で取り上げて、決議
〇 審	して呉れたいと、本村でも出来るならば、早急に決議
〇 審	してもらいたいので、提案は次第であります。
副議長	付添提案者の御説明が済みましたが、この案件に対して御
〇 審	意見を願います。
ハ 審	日本政府からの見舞金と同じようでもあります。
〇 審	あの当時よりは、多くなつてゐる。
ハ 審	猶当分の金が取つてあり、又換当分の金が取つていゝと云ふ実
〇 審	事があるが、その調査調査をこれにしようとする。
〇 審	議会の権限外であり得るので、調査はしてよい。
ハ 審	損失補償については、例へば、終戦当時旧部落に帰
〇 審	居た人々の場合どうなつて居るか。
〇 審	その辺は良く分らぬが、原に聞かうに願います。
副議長	暫休總致します(午後二時五分)
〇 審	再開致します(午後二時七分)
〇 審	武島氏に向う、死と、身体傷害者がいるか。
武 島	総務課の方で死つてゐる。(死七名、四名、身体傷害者三名)
〇 審	これを議決し、辯護士を頼んで、あつたか、死つてゐるか、抑
〇 審	は、強つたか、分らぬが、死つてゐるか、見舞金については、
〇 審	新成店の構成が市町村で決まると、他人にせよ、分らぬと聞
〇 審	う。請願はこれに、請願の要がどうか、調べて呉れ、説明
〇 審	願います。

シロ 審	私を長し分らぬのが、要請、請願が事当かどうかは分らないが、 期成会から葉文が来ておりお礼の会。
シロ 審	河内長政府とは琉球政府と思うが。
シロ 審	これは琉球政府に新公願います。
シロ 審	大衆と云う語をいれたい方がよいがどうか。
シロ 審	切實さと変えたい方がよいと思ひますので新公願います。
シロ 審	八九月八月終戦から八九月四月を消す方がよいと思ひ
副議長	暫休懇致します(午後二時四十分)
シロ 審	再開致します(午後二時五十分)
ハ、 審	新公願のふいようでありませぬ、 <sup>審議</sup> 疑議を打切つてよいと思ひ
	衆議ふれと呼ぶ事あり。
シロ 審	御衆議のふいようでありませぬ、 <sup>審議</sup> 疑議を打切り討論に
ハ、 審	入りませぬ。
ハ、 審	先からこの問題にたい論議されて来られたが、我々はこれ
シロ 審	を獲得するにたいこの趣旨にたい、賛成する事ありませぬ。
副議長	外に変わった意見はありませぬか。
全 員	衆議ふれと呼ぶ。
副議長	御衆議のふいようでありませぬ、 <sup>審議</sup> 全会一致で決議案第
シロ 審	一號請願決議のふいよう致します。
シロ 審	日程第一号、決議案第一号、対日平和条約の損害補償問題解決
	協力が要請にたい決議にたいと上提致します。
シロ 審	書記を以て朗読せよとあります。
シロ 審	提案者の御説明を願ひます。
シロ 審	今迄の和平議案と趣旨は同じであります。

議	ハリス、ヘンダーソンが既に交渉に協力している辯護士がおり、 その人の協力、活動にまつて、我々の要求がふくまれるのであり、 その人を激励する意味で、又その結果を琉球政府と琉 球立法院議長にも送付し、わが国にたいして、勿論これは議 決すべきものである。
審	日系委員の意見は、名義の議員の名を連ねるに良いと思うが、 唯その意見は、良い意見だと思ふ。米国内の在論に知す るに、米において良い。又自由労働のボールドウィン、日系議員 の意見もあり、それが、これは直接村から送付する べきが良いと思ふ。
副議長	外に質疑があるようであり、質疑を打切つて良 いお終り致し、 衆議院とて呼ぶべきあり。
議	本日御衆議があるようであり、その心質疑を打切り 討論に入り、
審	補償問題を獲得するには、米国内の優秀なる辯護士に お願いするのが良いと思ふ。今後をお願いする と、その意味で、又自由労働のボールドウィン氏も沖繩の二 人に協力した方が好ましい。日系議員にも、お願いの決 議をするには、尚一層良いと思ふので、原案通り 賛成致し、
全員	衆議院とて呼ぶべき
副議長	本日御衆議があるようであり、その心、全会一致で決 議案を原案通り、決議するに決意致します。



〇〇	フリスルヘンゲン氏が我々に協力している辯護士であり、 その人の協力が活断にまつて我々の要求がふくまれるのであり、
〇〇	その人を激励する意味で、又その結果を琉球政府と琉 球立法院議長にも送付しちまうたいと、勿論これは議
〇〇	決りにきである。
〇〇	審 日案の在りし名義議員の名を連ねる良いと思うが、
〇〇	審 唯序の意見は良い意見だと思ふ。米国内の在論に知す 意味においても良い。又自由労連のボールドウィン、日系議員 はそれの意見もありませうが、これは直接村から送付する べきが良いと思ふ。
副議長	外に質疑があるようでありませうが、質疑を打切り良 かお諮り致しませう。
	衆議ふしと呼ぶが可なり。
〇〇	村御衆議があるようでありませうの心質疑を打切り 討論に入りませう。
〇〇	審 補償問題を獲得するには、米国内の優秀なる辯護士に お願ひするのが良いと思ふので、今後をお願ひする と云う意味で、又自由労連のボールドウィン氏も沖繩の とに協力した方が好まし、日系議員にも、お願ひの次 議をするべきは尚一層良いと思ふので、原案通り 賛成致しませう。
全 員	衆議ふしと呼び
副議長	村御衆議があるようでありませうの心、全会一致で決 議案の原案通り決議するに決意致します。

副議長	暫休懇致します(午後一時一分)
議長	再開致します(午後一時一分)
"	一時退会しておりますので、中食を終ってから次の日程に入ります。ことに致しまして午後二時三十分より再開するに決めます。
"	暫休懇致します(午後一時一分) 再開致します(午後一時一分)
"	一応全議案を上げたい。時間があれば質疑をするに言うことに決まらうかと思っておりますが、
"	要議五レ七〇呼が申すので、御要議が申すように致すので、一応全議案を上げたい。後、時間があれば質疑をするに決めます。
"	日程第三、議案第七号を上げ致します。
"	提案者がおにふつておりますので、副議長と交代致します。
副議長	四番、七番議員の出席を報告す。
"	書記は議案第七号の朗読をいたします。
"	提案者の御説明を願います。
二〇番	総括的改正の理由は、議案の理由の通りであります。各市町村の条例は五三事項に設けられており、全面的改正の話しをありますが、行政課の準則に於て改正したい。準則が未だ出来ていないので、本村の場合は一部改正で止めてある。
"	(内) 本村の場合四ツの部局があり、四ツの委員会があるべきが、四ツの委員会を持つ。委員会活動にどうかと思うので、三ツの委員会を持つことに決めます。
副議長	又四ツの委員会にする。一ツの委員会が、四〜五名に決ま

副議長	この委員会活動が弱体化する恐れがあり、人員を増した場
議長	合に付、この委員会に属しおられ出来ぬこととある。
	この委員会が同時に開れる場合に活動に困るので、この
	委員会にこれ設けられます。
	又この中の内、建設課は経済委員会に直すと出ることで
	経済委員会に含めてある。
	○九条の二項(委員長及び副委員長の次の(一)が入っているが(一)
	を削除しても条文には別に支障がなからで消障してある。
	○十条の二項、これはミスプリントで付ふいかと思つて、調へたが
	ミスプリントで付ふいか、これは議長に通知すべきで付ふいかと
	思つて改訂した。
	○九条(委員長)とある(委員会)がふすべからと思つて改訂。
副議長	九条の二項は自治法の四〇条の規定がふかつたので、新しく
	四〇条の規定を挿入した設けられます。
	○八条は、公聴会の公示は対外的な問題があるので、議長
議長	の署名を公示すべきで付ふいかと、慣例としては、委員長名で
	いてあるところもあるが、
	○九条、これは二条と同じ精神からして改訂した設けられます。
	以上を以て、説明を終了。質疑の場合にお答へ致し時
副議長	議長に交代致します(説明が終つたので)
議長	日経第四議案第一号、九年度の並野村農入農出包
	加算の予算のついてと提案致します。
	書記をして朗読いたします。
	提案者の御説明をお願い致します。

村 長	この種田米道事業の普及、住民登録法の施行、火葬事業、 産後課の人員増、補助金(遺族金)等々についても追加し、 付ふ来ふのりでの、提出し、款であります。
	詳しい説明は後で関係課長より説明をさせます。
議 長	日程第五、議案第一号 並野津村職員定数条例の一部を 改定する条例にかいては、提案致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村 長	提案の理由が議案にある通りであります。
議 長	日程第六、議案第三号 並野津村退職金支給条例の一部 改定する条例案を提案致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村 長	この案件も議案にある通りであります。
議 長	日程第七、議案第四号 並野津村住民登録施行条例に ついては、提案致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村 長	議案にある理由の通りであります。
議 長	日程第八、議案第五号 並野津村有業金条例案を提案 致します。
"	書記をして朗読せしめます。
"	提案者の御説明を願います。
村 長	議案の提案理由の通りであります。

議 長	日程第九 議案第九号 野湾村普及資金貸与条例について を上げ推致します。
〃	書記をして朗読せしめます。
〃	提案者の御説明を願います。
村 長	賛成の堅業ふる事業につきましては是年中の業が必要である。
議 長	お諮り致します。おおく四時であります。継続して良 いかどうか。
〃	異議なしと呼ぶものあり。
〃	御異議がはいようでありますので、継続するに致 します。
〃	暫休致致します(午後三時四十分)
〃	再開致します(午後三時五十分)
〃	日程第十 陳情第一号 都市計画事業の村移管陳情に ついてを上げ推致します。
〃	この陳情は昨年の十月に受理してあります。臨時議会 であり、又急を要する案件ではなかつたので、本議会まで 保留してあったので、その旨御了承願います。
〃	書記をして朗読せしめます。
〃	日程第十 陳情第一号 排水施設の施行を陳情にか いてを上げ推致します。
〃	台風の直後で、飛行場の人口で浸水し、そこに排水溝がな いので、排水施設をいまだにこの陳情があります。
〃	書記をして朗読せしめます。
〃	日程第十 陳情第二号 補助交付を陳情にかいてを上げ推致し時

〃	書記をして朗読せしめしむ。
〃	〆の陳情にかいて付 前に遺族会から禰助陳情を受けたニシガあり りするの心説明を省き致しす。
〃	〆れを待たし全議案を全部終了致しす。
〃	暫休致しす(午後四時十分)
〃	再開致しす(午後四時十分)
〃	明日午前七時より再開するニシに致しす。本日付どう中 長崎岡本渡り漢庭との御審議を以て下されし。どう もあつがとう御座居りし。
	散会(午後四時十分)
	〆の陳情にかいて付 前に遺族会から禰助陳情を受けたニシガあり りするの心説明を省き致しす。
	〆れを待たし全議案を全部終了致しす。
	暫休致しす(午後四時十分)
	再開致しす(午後四時十分)
	明日午前七時より再開するニシに致しす。本日付どう中 長崎岡本渡り漢庭との御審議を以て下されし。どう もあつがとう御座居りし。
	散会(午後四時十分)
	〆の陳情にかいて付 前に遺族会から禰助陳情を受けたニシガあり りするの心説明を省き致しす。
	〆れを待たし全議案を全部終了致しす。
	暫休致しす(午後四時十分)
	再開致しす(午後四時十分)
	明日午前七時より再開するニシに致しす。本日付どう中 長崎岡本渡り漢庭との御審議を以て下されし。どう もあつがとう御座居りし。
	散会(午後四時十分)